

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 87
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

6月1日より「定額減税」が始まります 対応の準備をお願いします

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。以下に概要を示します。詳しくは特設サイトをご覧ください。

【定額減税とは】

今年6月からの定額減税は、2024年度（令和6年度）税制改正で創設されました。減税対象者の所得税額および住民税の所得割額から、本人分と、同一生計配偶者（住民税では控除対象配偶者）・扶養親族（以下「同一生計配偶者等」）分の合計額が控除されます。

所得税と住民税とでは、減税方法と減税時期が異なります。

【減税金額】

所得税：3万円/人 住民税：1万円/人

●所得税について

所得税3万円×（本人＋生計同一配偶者＋扶養親族）

- 令和6年6月1日から、減税額に達するまで給与・賞与から所得税が差し引かれなくなります。
 - 令和6年分年末調整までに減税額に達しなかった分は、令和6年分年末調整の際に減税されます。（年末調整でも減税しきれなかった分は、令和7年に給付措置が行われる見込みです）
- ※給与計算にて計算が必要です。

●住民税について

住民税1万円×（本人＋生計同一配偶者＋扶養親族）

- 令和6年6月分：0円です。
 - 令和6年7月分～翌年5月分：[(年間の住民税額－減税額)÷11か月]で計算した金額になります。
- ※市町村から計算された通知がきます。

【給与計算担当者の留意点】

- 同一生計配偶者・扶養親族の確認を
- 給与等の明細書・源泉徴収票への減税額等の記載が必要

【問い合わせ先】

【詳しくは下部サイトから↓】

●給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

0570-02-4562 受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

令和6年7月末までの間、給与支払者向け所得税定額減税コールセンターにおいて、所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

定額減税 特設サイト
所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

